

令和2年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和2年5月28日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【区政情報課長】 本日は皆様にお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。第 1 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきます。会長、副会長選出まで進行役を務めさせていただきます区政情報課長の村上です。よろしくお願いいたします。

初めに、皆様に情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱状を交付させていただきます。本来、区長より手渡しさせていただくところですが、大変恐縮ですが机上に置かせていただいております。委員の委嘱に当たりまして、吉住区長よりご挨拶を申し上げます。

【区 長】区長の吉住でございます。新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、日頃から新宿区政の進展のためにご指導、ご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。本日委嘱をお受けいただきました委員の皆様には、公私ともご多忙のところ、快くお引き受けいただきまして誠に有難うございます。本来でございましたら、委嘱状をお渡しさせていただくところでございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として机上に置かせていただきました。大変恐縮でございますが、どうかご理解のほどお願いを申し上げます。

この審議会は情報公開制度と個人情報保護制度という 2 つの制度の運営に関しまして、ご審議やご助言をお願いするものでございます。当区の情報公開制度は施行から 34 年目を迎えております。また、個人情報保護制度につきましても 30 年目に至っております。皆様におかれましては、活発にご審議いただき、当区の情報公開制度と個人情報保護制度をさらにより制度としていきたいと考えおります。皆様のご指導、ご協力をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】次に委員の皆様を紹介させていただきます。まず、学識経験者の委員でございます。山口邦明委員でございます。

【山口委員】今日はこういう状況なので、本来ならマスクをとって顔をと思うのですがけれども、皆さん一緒にマスクをかけたまま挨拶をさせていただきます。山口と申します。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】小林弘和委員でございます。

【小林委員】小林です。

【区政情報課長】布施一郎委員でございます。

【布施委員】布施です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】次に区議会議員の委員でございます。おぐら利彦委員でございます。

【おぐら委員】おぐらです。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】木もとひろゆき委員でございます。

【木もと委員】木もとです。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】藤原たけき委員でございます。

【藤原委員】藤原でございます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】三雲崇正委員でございます。

【三雲委員】三雲でございます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】伊藤陽平委員でございます。

【伊藤委員】伊藤でございます。

【区政情報課長】続きまして、区内団体関係者の委員でございます。町会連合会から津吹一晴委員でございます。

【津吹委員】津吹でございます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】民生委員児童委員協議会から志村泰子委員でございます。

【志村委員】志村でございます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】消費者団体連絡会から宮崎冴子委員でございます。

【宮崎委員】宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】連合新宿地区協議会から加澤恒一委員でございます。

【加澤委員】加澤と申します。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】続きまして公募の区民委員でございます。越智創委員でございます。

【越智委員】越智でございます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】本日、東京商工会議所新宿支部の伊藤英里委員と、公募の区民委員の浦上昌子委員は所用によりご欠席とご連絡をいただいております。

続きまして区側の紹介させていただきます。改めまして新宿区長の吉住健一です。

【区長】吉住です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】本審議会の所管部長であります総合政策部長の平井光雄です。

【総合政策部長】平井でございます。

【区政情報課長】今後ともよろしくお願いいたします。区長と総合政策部長はここで退席をさせていただきます。

続きまして議事に入らせていただきます。まず、会長をお選びいただくこととなりますが、審議会条例第4条により、会長は委員の互選によることとなっております。進行につきまして何かご発言がある方がいらっしゃいましたら、よろしくお願いいたします。

【布施委員】会長については従前の会長でございました山口委員にお願いしたいと思います。

【区政情報課長】ただいま山口委員との発言がございました。いかがでしょうか。異議なしの拍手をいただきましたので、ご承認をいただいたということで決定をさせていただきます。山口委員は会長席にお移りいただけますでしょうか。

それでは副会長の互選以降の進行につきましては、山口会長にお願いしたいと思います。山口会長、よろしくお願いいたします。

【会長】それでは副会長選出でございますけれども、私から推薦させていただきます、皆様のご了解をいただきたいと思います。副会長につきましては本年4月まで副会長を長年務めていただいております小林委員に引き続き今回もお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。ありがとうございます。それではご賛同いただきましたので、小林委員、副会長の席にお移りいただきたいと思います。

【区政情報課長】それでは会長、副会長の選出が済みしましたので、お二人から一言ずつご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】山口邦明でございます。長年会長を務めておりまして、もうそろそろ今回こそご辞退という思いです。ただ今期限りだと思って精一杯頑張るつもりでございます。

なお、この審議会につきましては数年前から私も問題にしているのですが、終了時間が2時間超えて4時超えるということが度々あります。何らかの改善はしないといけないということで、事務局と時々話はしているのですけれども、今のところ決定的な解決策はございません。なるべく4時に終わるように私自身も努力いたしますけれども、皆様もご協力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【副会長】小林です。よろしくお願いいたします。今、会長がお話になったように、今後のあり方についても、少しでも私の力がお役にたてればと考えております。よろしくお願いいたします。

【会長】それでは会長、副会長の選出が済みしましたので、本日の議題に移りたいと思います。まず事務局のほうから、本日の議事についての確認事項がございましたら、お願いします。

【区政情報課長】まず初めに、区の附属機関の会議録については、ホームページに公表することとしており、皆様のお手元にお配りしてあります委員名簿につきましても、これまでと同様審議会のページに掲載させていただきたいと考えております。この点について再度ご確認をい

ただければと思います。

【会 長】この点についてご意見が何かございましたらどうぞ。何かありましたら、事務局にお申し出ください。

【区政情報課長】それでは資料の説明をさせていただきます。事前にお送りをした資料につきましては、資料の1から資料61までの7件の資料を送らせていただいております。本日、机にお配りをしたものについては「セキュリティアドバイザーの意見一覧」、こちらの差替え版、それから資料3の資料一式、こちらも机上配付をさせていただきました。各案件の説明の際に、それぞれ使用する資料を確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

【会 長】それでは早速審議に入りたいと思います。本日は審議案件が多くなっております。説明される方は資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようお願いしたいと思います。

それではまず資料1「特別定額給付金給付事業の実施に係る本人外収集等について」であります。それでは説明をお願いします。

【特別定額給付金担当副参事】特別定額給付金担当副参事でございます。ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、私がお説明させていただく資料の確認をさせていただきたいと思います。資料1は1ページから18ページまでございます。その次に資料1-1、資料1-2という図が2枚ございます。続きまして資料1-3という表が1枚ございます。その次に資料1-4が1枚ございます。続きまして参考資料1-1、それから参考1-2がございます。資料は以上になってございます。過不足ございませんでしょうか。

それではご説明に入らせていただきます。お手元の資料1の2ページをご覧ください。特別定額給付金給付事業でございますが、目的、給付対象者は記載のとおりでございます。事業内容でございます。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けまして、区においても基準日において区の住民基本台帳に記録されているものに対し、1人につき10万円を給付いたします。本事業では受給権者、申請代理の方は、国で決められておりますとおり給付対象者が属する世帯の世帯主ということになってございます。申請方法は郵送申請、またはオンライン申請が原則となっております。郵送申請の場合は世帯主の方宛てに、あらかじめ世帯情報を記載したものを郵送させていただきます。郵送申請の場合には的確かつ迅速に業務を進めるために申請書の発送等の業務を専門的な知識を有して、豊富なノウハウを持っている業者に委託し

て実施をいたします。

なお、児童福祉施設等に入所している児童と虐待を受けたことにより施設等に入所している障害者及び高齢者、配偶者からの暴力を理由に避難している方の情報につきましては、より慎重な取扱いが求められますので、申請書の発送等の業務は委託せずに区が全て行います。また、オンライン申請の場合は委託をせずに一貫して区が行います。給付対象者数、世帯数等は記載のとおりでございます。

それではここで資料１－１の図をご覧くださいませでしょうか。資料１－１の図は郵送申請の場合の個人情報の流れの図になります。図の左上①でございますが、まず区のホストコンピューターの住基システムの住民基本台帳情報から対象者の情報を抽出しましてデータベース化いたします。これはオンライン申請との二重支給を防止するために使うデータベースとなります。次に②でございますが、対象者情報をイントラパソコンに取り込みまして③ですが、ＬＧＷＡＮ回線で受託事業者のパソコンに送ります。受託事業者はそれを⑤になりますが、専用回線で再委託事業者に送ります。再委託事業者ではその情報を申請書と封筒に印刷をしまして、封入封函をして⑨になりますが、区民に郵送をいたします。申請書を郵送された区民は⑩でございますが、返信用封筒で申請書を受託事業者に送付いたします。受託事業者では⑪ですが、返送された申請書の内容を確認し、口座情報のデータを作成します。それを⑭ですが、ＬＧＷＡＮ回線で区に送信します。区ではその口座情報データを取り込んで⑯ですが、二重支給がないか審査いたします。⑯の審査のときまでには対象者情報のデータベースにオンライン申請の支給済みのデータが反映されていますので、二重支給のチェックができることになります。そして⑰でございますが、区では支給決定通知書のデータを作成し、それを受託事業者にＬＧＷＡＮ回線で送信し、受託事業者が支給決定通知書を印刷して区民に郵送をします。そのほかでは⑳でございますが、支払いデータを作成して給付金を給付いたします。

続きまして資料１－２の図をご覧ください。オンライン申請の個人情報の流れについてご説明いたします。まず、１－２の図の左上①でございますが、マイナンバーカードを持っている区民がオンライン申請をします。マイナポータル上のオンライン申請の情報は②でございますが、ＬＧＷＡＮ回線で区のイントラパソコンに転送されます。区ではそのオンライン申請の情報のうち口座情報について③になりますが、添付された通帳やキャッシュカードの画像と合っているかを審査いたします。そして④ですが、口座情報の審査後のオンライン申請の情報をホストコンピューターに取り込みまして、次に⑤ですが、オンライン申請者情報と対象者情報、支給済み情報を突合しまして、オンライン申請者の情報が対象者情報と合っているか、郵送申

請との二重支給になっていないかを審査いたします。対象者情報はあらかじめ住基システムから抽出してデータベース化したものになります。突合後の情報は再びイントラパソコンに取り込みまして⑦でございますが、支給決定通知書を作成、印刷しまして⑨ですが、区から申請者である区民に郵送いたします。その後⑩ですが、給付金を支給いたします。オンライン申請の場合は以上になります。

図の説明は以上になります。資料１－３をご覧くださいませでしょうか。

資料１－３は「施設入所児童等の区分（本人外収集等）について」とございますように、こちらの表は今回諮問、ご報告させていただく個人情報の本人外収集、外部提供、目的外利用について整理した表となります。この後、資料１の別紙のご説明をいたしますが、その際この表で一番右側に資料１内のページが記載してございますので、資料１の別紙のご説明の際にこちらの表をご参照いただければと思います。それでは資料１にお戻りください。

資料１の３ページをご覧ください。施設入所児童等の情報の本人外収集についてご説明させていただきます。先ほどの資料１－３の表の一番上のところもあわせてご覧ください。施設入所児童等への給付金は児童等の保護者ではなく、児童等本人に給付することとなっております。また、給付を行う自治体は児童等の住民票がある自治体ではなく、児童等が入所している施設のある自治体が給付することとなっております。そのため本人外収集を行うものでございます。資料３の収集する個人情報項目でございますが、１収集の対象者の範囲は（１）新宿区の住民票に記載があるが他の市区町村にある児童福祉施設への入所等のため、当該施設の所在する市区町村の特別定額給付金の給付対象となる者。それから（２）新宿区の住民票に記載はないが、新宿の児童福祉施設等に入所等のため、新宿区の特別定額給付金の支給対象となる者でございます。２の収集する項目は記載のとおりでございます。

次に収集の目的でございますが、先ほど申し上げましたとおり、施設入所児童等への給付金は児童の保護者ではなく、児童本人に給付することとなっておりますので、保護者から申請があった場合に二重給付とならないようにする必要がございます。本人から直接収集しない理由は、施設入所児童等の情報を把握している施設が所在する自治体から収集することにより、本事業を迅速かつ効率的に行う必要があるためでございます。収集の開始時期及び期間は記載のとおりでございます。

続きまして次の資料１の４ページをご覧ください。施設入所児童等情報の外部提供についてです。外部提供を行う理由は、先ほどの本人外収集と同様でございますが、二重給付を防止する必要があるためでございます。外部提供を行う情報項目は記載のとおりでございます。外部

提供を行う際に使用する媒体は紙でございます。外部提供に当たっての区としての情報保護対策等は記載のとおりでございます。

次に資料5ページをご覧ください。施設入所児童等の情報の目的外利用についてご説明いたします。資料1の5ページは新宿区に住民票があつて、新宿区の施設に入所している児童等の情報の目的外利用についてです。この情報を保有している担当課は子ども家庭課と障害者福祉課でございます。登録業務の名称、登録業務の目的、登録業務に係る個人情報の記録媒体は記載のとおりでございます。目的外利用を行う理由は施設入所児童等の給付金の申請書は保護者ではなく、施設の入所児童等に対し送付するものでございまして、保護者からの申請により二重に給付することがないようにするためでございます。

続きまして資料1の6ページをご覧ください。虐待による措置入所障害者と高齢者の情報の目的外利用についてです。措置入所障害者、高齢者への給付金は養護者ではなく、障害者、高齢者ご本人に給付することとなっております。給付を行う自治体は先ほど説明した資料の場合と違ひまして、施設入所障害者、高齢者の住民票のある自治体が給付することとなっております。従ひまして、住民票の所在地の自治体が給付するため、本人外収集と外部提供はいたしません。措置入所障害者等の情報を保有している担当課は障害者福祉課と高齢者支援課です。登録業務の名称、登録業務の目的、登録業務に係る個人情報記録媒体は記載のとおりでございます。目的外利用を行う理由は養護者からの申請により二重に給付することがないようにするためでございます。

続きまして資料1の7ページをご覧ください。7ページは視覚障害者情報の目的外利用についてです。目的外利用を行う理由でございますが、視覚障害者に申請書を発送するに当たり、封筒に点字を打刻するためでございます。目的外利用を行う情報項目、記録媒体、時期・機関につきましては記載のとおりでございます。

続きまして資料1の8ページをご覧ください。8ページは本事業に係るデータベースの構築等についてです。まず、表の新規開発・追加・変更の内容の欄をご覧くださいませうでしょうか。新規で構築するものが2つございまして、1つは基準日である4月27日において、区の住民基本台帳に登録しているものを抽出したデータベースの構築です。このデータベースは対象者ごとの給付状況を入力し、管理するために使用いたします。もう1つが突合プログラムの構築でございます。オンライン申請では申請者ご自身と世帯主氏名など、ご自分で入力するため、入力内容に誤りがないかを審査する必要があります。申請者が入力したデータと突合させて審査するとともに、オンライン申請と郵送申請の二重支給を見つけるための突合プログラムを

構築いたします。

表の上の新規開発・追加・変更の理由でございますが、データベースの構築については、給付対象者を正確かつ迅速に把握し、円滑な支給事務に資するとともに、給付対象者からの問合せに答えるためでございます。2、突合プログラムの構築の理由でございますが、オンライン申請で入力された情報については、ホストコンピューターを用いて世帯情報の正否を職員が1件1件目視で確認をしてございますが、時間がかかり確認漏れの恐れもあるため、正確性の向上と事務の効率化を図るとともに、二重支給を防止するためでございます。

次に資料1の9ページをご覧ください。データ送信に伴う外部結合についてです。本事業は郵送申請の申請書の発送業務等の一部を委託して行いますが、その委託事業者であるトッパン・フォームズ株式会社が結合の相手方となります。結合される情報項目につきましては、資料1－4をご覧くださいませうでしょうか。こちらに記載された項目が結合される情報項目になります。

それでは資料1の9ページにお戻りください。資料1の9ページ、結合の形態でございますが、トッパン・フォームズ株式会社のサーバと区のイントラネットパソコンとの間を総合行政ネットワーク、L G W A Nで結合いたします。結合の開始時期と期間、情報保護対策は記載のとおりでございます。

続きまして資料1の10ページをご覧ください。事業の委託についてです。委託先はトッパン・フォームズ株式会社でございます。当時事業者はプライバシーマーク取得及びL G W A N－A S P接続サービス資格審査認証取得事業者でございます。委託内容のところをご覧ください。委託いたしますのは本事業の郵送申請に係る1から4の業務と5のコールセンター業務でございます。なお、1の業務についてはより迅速かつ効率的に業務を遂行するため、上記1の一部業務については再委託をいたします。委託の開始時期及び期限、委託に当たり区が行う情報保護対策、受託事業者が行う情報保護対策は記載のとおりでございます。

では、資料1の12ページをご覧ください。12ページは再委託についてです。再委託先は北海道トッパン・フォームズ株式会社でございます。トッパン・フォームズ株式会社の仕事のみを請け負うトッパン・フォームズ株式会社の子会社となりまして、プライバシーマークを取得している事業者でございます。再委託に伴い事業者に処理させる情報項目、処理させる情報項目の記録媒体につきましては記載のとおりでございます。再委託理由でございますが、より専門的、技術的ノウハウを持つ北海道トッパン・フォームズ株式会社に再委託することにより、より迅速かつ安全に事務を行うことができるためでございます。

続きまして資料１の１８ページをご覧ください。１８ページはオンライン申請に伴う外部結合についてです。結合の相手方は地方公共団体情報システム機構Ｊ－ＬＩＳでございます。結合する理由でございますが、本事業においては郵送申請に加え、マイナポータルを利用したオンライン申請も可能となっております、マイナンバーカードを所持している区民の利便性を図るため、マイナポータルを運用する地方公共団体情報システム機構Ｊ－ＬＩＳとの情報連携を行うものでございます。結合の形態でございますが、地方公共団体情報システム機構Ｊ－ＬＩＳが運用するマイナポータルと、区のイントラネットパソコンを総合行政ネットワークＬＧＷＡＮで結合いたしまして、区がマイナポータルから申請情報の収集を行うものでございます。結合の開始時期と期間、情報保護対策は記載のとおりでございます。

参考として、参考資料１－１、１－２をつけてございますので、後ほどご覧いただければと思います。ご説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】アドバイザーの意見です。一覧表をご覧ください。外部結合に関しまして、運用上及びシステム上の対策が十分とられているということで、ご意見いただいています。担当課としましては、情報を送受信する際の暗号化など、保護対策を徹底するというところで回答をいただいております。以上です。

【会 長】それではご質問、ご意見がございましたらどうぞ。藤原委員。

【藤原委員】資料の１－１、番号が手続上の順番に振ってありますが、再委託、緑のところですが、結局これは個人情報の流れとしては、専用回線使っていますが、再委託先の北海道トッパン・フォームズのところに、印刷と封入の業務を再委託するような形になっていますが、個人情報保護の観点からすると関連する事業者は少なければ少ないほど安全かと思います。資料の確認等は最初の説明の中にもあるように、高度な技能が必要な部分もあるかと思いますが、このような印刷、封入等の事業は、むしろ区が直接実施したほうが個人情報保護の観点からは安全度が高いのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

【特別定額給付金担当副参事】区が直接やったほうがというご質問でございます。北海道トッパン・フォームズ株式会社は、先ほど申し上げたようにプライバシーマーク取得事業者でございます、セキュリティのほうもしっかりしていることを確認してございます。そして印刷、封入、封函という業務に非常に専門的な知識、ノウハウを備えている業者でもありますことから、区としてはこちらに再委託するということを選択したということでございます。

【会 長】発送の件数は大体、ここに書いてある世帯数２２万通ぐらいになるという理解でいいですか。

【特別定額給付金担当副参事】そのとおりでございます。

【藤原委員】9番の郵送のところなのですが、お聞きしたところ、北海道で封筒への封入作業を行った後、専用のトラック等で新宿まで持ってきて発送するということです。これは専用の何か高度なトラックを活用するということですが、その辺を簡単に説明していただければと思います。

【特別定額給付金担当副参事】北海道で印刷、封入、封函したものを、委員おっしゃるようにトッパン・フォームズ株式会社のセキュリティが確立されているトラックに載せて、新宿まで運んでまいりまして、新宿区内郵便局4局に持ち込んで発送ということになります。トッパン・フォームズ株式会社のトラックは、襲われても簡単には鍵が壊れない頑丈なセキュリティのしっかりしたものと聞いております。そちらで運んできていただき、新宿で出していただいほうが結果的に早いということもございますので、そのようなやり方にさせていただいております。

【藤原委員】どれくらい早くなるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】郵便を北海道から出しますと、中1日はもちろんかかってしまい、場合によっては、出した日の翌々、またその翌日になってしまうという可能性も多々あるということを郵便局のほうから聞いております。それをトラックで持ってくるのに1日と、その翌日には確実に出せますので、1日か2日程度短くすることが可能でございます。

【藤原委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問は。三雲委員。

【三雲委員】今回の特別定額給付金の事業というのは、非常に大きな事業で、今までやったことがないような給付事業だと思うのです。その分、取り扱う個人情報の数が非常に多いと思います。

そこで伺いたいのですが、新宿区において22万世帯分、35万人分、全ての区民の住民基本台帳というものを外部に出して処理をさせたといった事例はこれまでにあるのでしょうか。

【会 長】事務局分かりますか。

【区政情報課長】プレミアム付き商品券についても、課税情報に絞り込みをかけてということで、非常に大規模なものになりました。また、マイナンバー制度の導入の際の発送業務では、国が事務を行って、住基データを使うというのはありましたが、区が直接ということでは、ここ数年ではないかと思います。

【三雲委員】全ての住民の住民基本台帳情報というものを外部に出すに当たって、慎重にやら

なければならないところで、最初の委託先に対してL G W A Nを使って行う。これは基本的に国が安全性を確保しているということで、いいと思います。問題はその後の民間の専用回線を使う、この部分がちょっと気になってはいるのです。前例がないような出し方をするわけなので、当然セキュリティについては、やはり今までやってきたような専用回線での送受信に比べて、一段高いセキュリティが必要になってくると思います。このあたりのチェックはどのようにするのか教えてください。

【会 長】ご説明をどうぞ。それと、ほかの自治体はどういうものを使うのですか。

【特別定額給付金担当副参事】2つのご質問にお答えいたします。まず再委託事業者のセキュリティの確認でございます。こちらは12ページに記載させていただいております。再委託先に行わせる情報保護対策というところは確認をさせていただいております。北海道トッパン・フォームズ株式会社は全てトッパン・フォームズ株式会社の仕事しかやらないことを先ほど申し上げましたが、同様に、プライバシーマークの取得、セキュリティ対策につきましても、委託に当たり、非常に信用できるということを、トッパン・フォームズ株式会社に確認しております。トッパン・フォームズ株式会社と北海道トッパン・フォームズ株式会社とのやりとりもしっかり情報保護対策が講じられているということを、こちらに記載させていただいている事項を確認させていただきました。区では、こちらの再委託も問題ないということで、今回決定させていただきました。

会長のご質問でございますが、ほかの区につきましては、電話等で聞き取りしたことのある区についてのみ、ここでは存じ上げないのでお答えできないのですが、様々なところに委託をされております。このトッパン・フォームズ株式会社と委託契約をしております区も数区ございまして、その区につきましては全てL G W A N回線を使ってやりとりをするということは聞いております。

【会 長】三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】ありがとうございます。そうすると他区で北海道トッパン印刷にお願いしているところは、そのトッパン印刷の子会社の関連会社に再委託があつて、その際はやはり同じように専用回線、L G W A Nではなくて民間の専用回線を介して情報が流れているということを確認されているのですね。

【特別定額給付金担当副参事】はい。トッパン・フォームズ株式会社に委託している区が23区中数区ございまして、そこは全て同じやり方でやっているという聞いてございます。

【会 長】ほかにご質問、ご意見はございますか。ご意見がないようでしたら、採決をしま

す。資料1の1ページを見ていただいたら分かるのですが、本人外収集、目的外利用、外部提供、電子計算機による個人情報の処理開発、変更、外部電子計算機との結合が諮問事項で、報告事項は業務委託と再委託となります。件数で言えば諮問の件数が7件、報告事項は2件ということになります。特別ご意見がないので、よろしければ一括して諮問事項について承認にして、報告事項は了承ということでよろしゅうございますか。

本件はそういうことで、全ての案件を承認と、了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次に資料2「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に係る児童手当情報の目的外利用等について」であります。それではご説明願います。

【子ども家庭課長】子ども家庭課長でございます。よろしくお願いいたします。初めに資料の確認でございます。資料2が9ページの資料でございます。それと資料2-1という個人情報の流れを示した図が1つでございます。資料は以上でございます。

それでは説明に入らせていただきます。「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施にかかる児童手当の目的外利用等について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。まず、業務の概要について説明いたします。目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するためでございます。対象者は令和2年4月分、なお3月分の児童手当の受給者で児童が15歳に達するなどの理由により受給理由が消滅する方も対象となっているものでございます。3月分、4月分の児童手当受給者ということになってございます。また、一定以上の所得のある特例給付の方は除くものでございます。事業の概要といたしましては、新型コロナ感染症緊急経済対策におきまして、児童手当を受給する世帯に対し対象児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給するとされました。国のこのような対策を受けまして、各区市町村で実施要項を定め、支給することとなったものでございます。

目的外利用につきましては、本事業の対象者は児童手当の受給者であることが支給の要件であるため、児童手当情報を目的外利用とすることで効率的な事務手続を図るものでございます。事務手続については令和2年3月分、4月分の児童手当受給者の抽出を行い、支給対象者へ給付金の案内書を送付します。そして受給を希望しない場合のみ、拒否の届出書の提出を受け、それ以外の方は受給の意思があったものとして支給いたします。

なお、公務員につきましては所属長から支給対象者に制度の周知、申請勧奨を行い、該当する支給対象者が所属長の受給者であるという証明を受けた上で、居住する区市町村に申請し、

給付を受けるため、同意を得ることによって目的外利用を可能にするものでございます。

システム改修については、本事業は既存の児童手当システムを活用し、対象者の管理を行います。臨時・特例的な新規事業であるため、以下の改修を行うことで事務の効率化及び円滑化、二重支給の防止を図ることといたします。

項目といたしましては支給対象者の管理機能の追加、支給対象者CSVファイル作成機能の追加、指定口座に給付金を支払うための支払データを作成する機能の追加、子育て世帯への臨時特別給付金実績の有無を反映させる機能の追加でございます。対象児童数は公務員も含めて21,007人となります。

次に個人情報の流れ図、資料2-1をご覧ください。こちらは子育て世帯への臨時特別給付金支給支援の個人情報の流れでございます。図の左側、新宿区の枠の中に児童福祉総合システムがございまして、その枠の中に児童手当システムがございます。今回の給付金支給事業に必要な改修項目は、先ほど事業内容でお伝えしましたが、図の左側にございますオレンジ色の吹き出しの4項目でございます。

また、個人情報の流れといたしましては、①から⑬のとおりでございまして、初めに児童手当システムにある児童手当受給者情報を目的外利用し、給付金支給対象者を抽出いたします。次に案内文をつくりまして、支給対象者に送付いたします。案内文を受け取った支給対象者は支給を希望しない場合にのみ、届出書を区に提出いたします。公務員の児童手当受給者につきましては、職場で児童手当を受給しておりますため、区では情報を把握しておりません。したがって公務員からは⑤のような申請に伴う情報を区に提供してもらいます。

次に⑥で、一般支給対象者で支給を希望しない方及び公務員の支給申請者を確認いたしまして、支給希望有無等の登録を行います。次に支払データを作成し区は給付金を支給いたします。支給いたしました実績をシステムに反映させ、振込通知書を作成し支給対象者に送付します。個人情報の流れは以上でございます。

次に資料2の3ページをご覧ください。こちらは諮問事項、「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の実施に係る児童手当情報の目的外利用について」でございます。こちらにつきましては表の中ほどの目的外利用を行う理由でございます。本事業の対象者は児童手当の受給者あることが支給の条件であることから、対象者の抽出、案内、支給等の手続において、児童手当の情報が必要なためでございます。

目的外利用を行う情報項目といたしましては、令和2年4月分、3月分の児童手当受給者に係る情報として該当年月、喪失年月日、氏名、住所、生年月日、支払口座情報が挙げられます。

目的外利用の時期・期間につきましては、令和2年5月1日から令和3年3月31日までです。

次に4ページをご覧ください。諮問事項でございます当事業の実施に係る児童手当システムの改修についてでございます。記録される情報項目でございますが、こちらは記載のとおりでございます。また、新規開発・追加・変更の理由及び内容につきましては、先ほど事業の概要でもご説明いたしましたとおり、記載のとおりでございます。開発等を委託する場合における個人情報保護対策につきましては、運用上の対策として3点ございます。システム開発及び変更作業につきましては、改修プログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉システムのAPサーバに適用させるため、委託先には個人情報を取り扱わせることはありません。また、委託先が当該システムを操作する場合は事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施することで、委託先が不必要な個人情報に接すること、個人情報を持ち出すことを防ぐことなどの対策を図っていきます。また次のシステム上の対策につきましてはこちら記載のとおり、5点の対策を行うものでございます。

続きまして5ページの新規開発・追加・変更の時期でございますが、令和2年5月に改修プログラムを作成し、改修作業に入ります。令和2年6月には本稼働の予定でございます。

次に6ページをご覧ください。報告事項となります当事業の実施に係るシステム改修業務の委託についてでございます。委託先は株式会社電算です。委託に伴い事業者処理させる情報項目はこちらに記載のとおりでございます。委託理由は、株式会社電算は本システムの開発業者であり、システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるためでございます。委託内容は記載のとおり、システム改修業務が4点、保守業務が2点でございます。委託の開始時期及び期限はこちら記載のとおりでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策として委託事業者に行わせる情報保護対策は運用上の対策、システム上の対策ともに、こちらに記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

【区政情報課長】アドバイザー意見でございます。一覧をご覧ください。システム改修、それから業務委託ともに対策は十分とられているということですが、担当課のほうとしましては、改修時の実データを使用した検証作業を区が行うなど保護対策を徹底するというところで回答いただいております。以上です。

【会長】ご質問かご意見ありましたらどうぞ。ないようでしたら、諮問事項2点、目的外利用と改修業務の委託ということでございます。諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。本件は以上で終了といたします。ご苦労さまでした。

それでは次の「区立学校における臨時休業期間の長期化に伴うオンラインを活用した家庭学習支援（デジタルドリル教材）に係る外部結合等について」です。説明をお願いします。

【教育支援課長】教育支援課長です。どうぞよろしくお願いいたします。資料が、当日配付になりまして、大変申し訳ございませんでした。

まず資料の確認です。資料3が7ページもの一式、資料の3-1、横のカラーの表が1枚、参考資料として3-1から3-4までの4種類ございます。それでは説明に移らせていただきます。

資料3を1枚おめくりいただきまして、2ページをお開きください。まず目的でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う区立小学校、中学校及び特別支援学校の休業期間の長期化及び学校再開後の教育活動の制限による学習の遅れを取り戻すためのものがございます。

続いて事業内容の1、経緯でございます。一斉休校が令和2年3月2日から令和2年5月31日まで続いておりまして、令和2年6月1日より学校を再開する予定でございます。休業期間中の学習の遅れを取り戻す必要性や学校再開後も分散登校等により、当面の間、通常どおりの教育活動ができないこと等を鑑みますと、家庭学習での補完が喫緊の課題でございます。そうしたことから区ではオンラインを活用した学習環境を早急に整備することで、家庭学習支援を行い、児童・生徒の学習機会を確保することとしたものでございます。

2番がオンラインを活用した家庭学習支援の概要についてです。まず区では約3,500台のタブレット端末をレンタル事業者から一括で借りまして、児童・生徒への貸与を考えております。対象といたしましては家庭にインターネット接続可能なパソコン、タブレットまたはスマートフォンがない、まず小学校5年生から中学校2年生までの児童・生徒及び中学校3年生の全生徒を対象と考えているところでございます。

外部結合は2種類ございます。まず1点目が（2）のデジタルドリル教材「おまかせ教室ライズeライブラリ」でございます。こちらの教材につきましては、これまでも授業の中でデジタルドリル教材を利用してきたところでございますが、学校内の学習用タブレットのみの利用としておりまして、学校名、学年、氏名などのユーザー情報を登録しないという限定的な運用で取り扱ってきたところでございます。今後につきましては児童・生徒の学習履歴を残すことで、次回の利用時に継続した学習を行うことができ、また、教員からも児童・生徒の学習進捗管理を行うことができるといった観点から、ぜひユーザー登録をさせていただくことで、児童・生徒の習熟度を把握した家庭学習支援ができるものと考えたところでございます。

3 ページに移らせていただきまして、2 点目の外部結合（3）P a l s t e p についてでございます。今回の区立学校の休業期間の長期化に伴いまして、家庭学習の補完や学校の授業と家庭学習を関連させた学習指導の実施や、児童・生徒の学習状況の把握、また教員との双方向のやりとりを通した信頼関係の構築を求められております。この教材を使ってアの動画学習、イの教員によるオリジナル問題作成機能を活用した課題の提示、またウのコミュニケーション機能を使いまして、児童・生徒と教員がやりとりできる、そういった機能を活用していきたいと考えているところでございます。

続いて資料 3－1 の表をご覧くださいませ。こちらは個人情報の流れになっております。まず一番上の吹き出しにありますように、様々なセキュリティ対策をしたタブレット端末を児童・生徒に貸し出しをいたします。①の児童・生徒に専用 I D、パスワードでログインをしていただき、真ん中の東日本電信電話株式会社のものと S B プレイヤーズ株式会社、この 2 つのデジタルドリルにアクセスをしていただきます。学校側からは②番、学習結果の確認ですとか、③番で学習結果をダウンロードすることもできます。こういった内容を活用しまして児童・生徒の学習状況の把握をしていきたいと考えているところでございます。また、下段の S B プレイヤーズのものにつきましては右からの矢印で④番オリジナル問題の作成というものがございます。児童・生徒のほうからは⑧番の学習課題への質問等の入力ということで、先生に対して分からない内容を聞く、そういったやりとりも可能になっているものでございます。こういったものはダウンロードも可能になりますので、必要に応じて学校内のサーバへの格納ということも想定されるところでございます。

それではまた資料 3 にお戻りいただきまして、4 ページ目をお開きいただけますか。外部結合の詳細についてご説明をさせていただきます。まず 4 ページ目はデジタルドリル教材についてです。結合された情報項目といたしましてはユーザー I D、パスワード、学校名、学年、学級、氏名、学習履歴になります。結合の形態といたしましては、児童・生徒の各家庭のパソコン等及び区の学校情報ネットワークシステムのパソコンから、インターネットを経由してデジタルドリル教材サービスにアクセスを行うものとなります。

情報保護対策です。まずデジタルドリル教材サービスに係るセキュリティ対策といたしましては、一番目運用上の対策では、個人情報保護法関連、また、様々なガイドラインの遵守、また情報セキュリティに対する方針に基づくチェック体制の整備、情報セキュリティに対する教育や入退出の管理などを行うものでございます。

5 ページに移りまして、システム上の対策につきましては記載の 10 項目になります。また、

区側のセキュリティ対策につきましては運用上の対策として、個人情報保護条例及びセキュリティポリシーの遵守、また学校側のほうで児童・生徒が卒業したとき、また転出した際にはユーザー情報を削除するなどの情報管理も行っておりまいます。システム上の対策については記載の10項目になります。タブレット端末のセキュリティ対策といたしましては、まず運用上の対策といたしまして、タブレットの管理台帳を作成いたします。そこで定期的な所在確認等の運用管理を徹底していきます。また区によるタブレットのデバイス管理ということで、紛失時のリモートの初期化なども行う予定になっております。また、システム上の対策といたしましては、パスワード認証ですとか、コンピューターウイルス対策の実施、またフィルタリングを実施して不正サイトなどに繋がらないような制限も行っておりまいます。また、SNSやメール等の利用については制限をいたします。また（５）番、ほかのソフトウェアのインストールができないように制限を行うほか、（６）外部記録媒体の接続禁止なども行う予定で考えております。

ページをおめくりいただきまして、6ページ目、こちらはP a l s t e pの結合内容になります。まず結合する情報項目につきましてはユーザーID、パスワード、学校名、学年、学級、氏名、保護者氏名、学習履歴、メッセージ記録になります。なお氏名及び保護者氏名につきましては、番号またはニックネームでの管理を考えております。結合の形態につきましては先ほどと同様になります。情報保護対策につきましては、まずP a l s t e pサービスに係るセキュリティ対策です。こちらにも運用上の対策といたしまして、個人情報保護法、また文部科学省の情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの遵守などを行っておりまいます。それ以外につきましては記載の内容のとおりになります。

7ページ目ご覧いただきまして、2番のシステム上の対策についても記載のとおりでございます。区の対応、タブレット端末のセキュリティ対策につきましても先ほどと同じ内容になっております。

参考資料は2種類の利用規約とプライバシーポリシーをつけさせていただきました。1つずつ内容をご紹介させていただきますと、まず参考3-1、12ページをお開きいただきたいと思います。個人情報の取扱いについて規定されているところになりまして、契約者がおまかせ教室の提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社の契約者の氏名及び住所等をその契約事業者に通知する場合もあることについて同意していただきますとありますが、ここでの契約者というのは区になりますので、児童・生徒の情報を流すことはございません。また、それ以外にも二次利用する想定は全くございません。

続きまして参考資料の3-3になります。こちらはP a l s t e pの利用規約になります。5ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうに個人情報の取扱いの記載がございます。ここでは当社が別途定める個人情報の取扱いについてという記載があります。その内容が、参考3-4の4ページ目に記載がございます。こちら4ページ目のところに個人情報の取扱いについて、その利用目的を定めたものがございます。ここでは一番上の「お取引先様」という項目で、上から5つ目のポチで「商品の企画、開発等を目的としたアンケート調査実施のため」とあります。実際P a l s t e pで活用させていただくものにつきましては、個人の児童・生徒さんにアンケートでは、ヒアリングをし、その内容としましては「東北地方の中学校3年生」など、そんな書き替え行い、その辺を、個人の同意をとって行っているところでございます。二次利用の内容については以上になります。説明は以上になります。

【区政情報課長】アドバイザー意見一覧でございますが、アドバイザーから不正アクセスを防止するため、サーバ監視を行っているか事業者を確認することを助言するという事で、担当課のほうに確認をしていただきました。NTT及びSBプレイヤーズ株式会社ともにサーバ監視を確実にしていることを確認してございます。以上です。

【会 長】ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

【伊藤（陽）委員】いくつか聞きたいことがあるのですが、端末に関して、アンドロイドとかi P a dなど、こういったものを使用するのか。また、実際に使うアプリケーションはブラウザを使うことがあるのかが気になっております。フィルタリングをどこまでやるかということになってくると思うのですが、端末や、使うアプリケーションの制限をもう少し教えてください。

【教育支援課長】まず端末につきましてはアンドロイドになります。ブラウザにつきましてはBCブラウザというものになりまして、不正アクセスをかなり制限するようなものになってございます。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。初期化など、子どもが行うこともあると思うのですが、そのあたりの対策というのはとられているのでしょうか。あと、これは違う質問になってしまうのですが、教員の方にもタブレットを配って、学習履歴などの情報も教員の方が閲覧できるという話だと思うのです。このLP回線でも学習履歴が見られるのか、それとも学校情報ネットワークシステムだけで見られるのかというのも気になっています。どこからでもインターネットに接続すれば学習履歴が見られるという状況になってしまうと、例えばIDとパスワードさえあればかなり膨大な個人情報がダウンロードできることも当然想定されるわけです。

そこに対してやはり一定の制限が必要だと思っております。そこで学校情報ネットワークシステムだけでアクセスできるみたいな仕組みがあればいいのではないかと思ったのですが、このあたりはどう考えていますか。

【教育支援課長】まず初期化につきましては子どものほうではできないような設定になっております。全て整えたものを貸与する予定で考えております。回線につきましてはL P回線また学校からもアクセスできますので、インターネットで繋げるということです。特にそれ以上の制限はないのですが、当然パスワードとIDがございます。そういったものの持ち出しをしない、当然、閲覧する場所を限ることになりますので、そういったところで不正アクセス等の防止に繋げていきたいと考えております。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。教員の方で、操作が面倒くさいから家にあるパソコンで編集したいという心理が、出てくる瞬間があると思っています。IDとパスワードだけあれば、理屈上、家の回線、家のコンピューターでも扱えるような可能性も出てきます。やってしまう人もいるのではないかと考えています。端末を絞るのでしたら、端末に例えば電話番号に対してメッセージを送信し、それを開けた人しかアクセスできないような仕組みが最近結構流行っていますが、端末を限定したアクセスを入れているシステムも多いのです。そのようにしないと、いろいろな端末でアクセスでき、IDとパスワードをほかの人が知ってしまった場合には、かなり膨大な個人情報、先生のアカウントがあればとれてしまうような気もするのです。このあたりの対策はどうお考えですか。

【教育支援課長】そこは教員の倫理の問題になりますので、当然自宅などの学校外で、そういった個人情報に関わるもの、成績に関わるものについては取り扱ってはおりません。そのところは徹底をしていくことで不正の利用については防止をしていきたいと思っております。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。倫理の問題。確かにいい先生が多いのだろうとは信じてはいるのですが、こっちのほうで楽に作業ができるのではないかと楽をしてしまったり、忙しいとき不正なことをしてしまったりなど、可能性もあると思うのです。基本的にこのようなアプリケーションに関しては、端末の制限や、環境の制限というのはできるようになっている可能性が高いと思うのです。特にこの回線からしかアクセスできないとか、そのようにしておかないと、どこからでもアクセスできてしまうというのは非常に怖いのです。IDとパスワードを例えばメモしている人が、紙で保管している人とかというのも多分いるような気がします。その紙が例えばどこかに漏れてしまうなど、ないとも言い切れないわけです。家族の人が間違えて持って行ってしまったり、ゴミ箱に間違えて入ってしまったり、それが外に出てしまったな

ど、漏れない可能性はないと思うので、リスクがある話だと私は思っているのです。ここは仕組みで防いでいただきたいので、改めて伺いたいのですが、いかがでしょうか。

【教育支援課長】今の仕組みとしては特にタブレット側にも、そういった制限をできないものになっております。また、この提供いただくデジタルドリル教材につきましても、既存のサービスになりますので、何らかの制約をお願いすることも現実難しいような状況になっております。仕組みでの対応というのは現在なかなか難しいかと思っているところでございます。

【伊藤委員】分かりました。もしできればということで、検討いただきたい。インターネットでやはり個人情報大量にダウンロードできるという環境は、基本的にあまりないと思うのです。できればここはそうとうリスクがないのか、事業者を確認いただきたいと思います。

それと、先ほどもアンケート調査の話があったと思うのですが、そういった利用に関して気になっているところがあります。プライバシーポリシーのアンケート調査等のところで、懸賞の商品のソフトなど、いろいろ書いてあり、先ほど、アンケート自体は同意をとった上でやるかもしれないという話があったと思うのですが、これは同意をとった状態であれば、例えば住所など、事業者に登録される可能性があるということになるのですか。

【教育支援課長】そういったデータは一切事業者には渡らないものになっております。そもそも住所を登録するようなものもございません。特にP a l s t e pのほうは、利用がニックネームになっていますので、フルネームも当然入れないような状況になっています。それを事業者が二次利用や第三者に提供するというようなことの想定はないところです。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見。木もと委員。

【木もと委員】木もとです。これから習熟度別の学習ができるようにという形は、授業の方向的にはこれから大変必要になるものだと思っております。その上で、先ほどP a l s t e pに関しては、個人名、保護者名ではなくてナンバーまたはニックネームという話がありましたが、こちらのデジタルドリル教材、おまかせ教室ラインズeライブラリのほうにはそのような表記がありません。これまで学校名、学年、氏名などは入力せずに行われていたということですが、こちら、例えば出席番号などでも識別ができるのかなと思うのですが、こちらは保護者名、生徒名、名前などを表記しないとできないようになっているのでしょうか。また、同じようにナンバーや、ニックネームなどの形はできないのかどうか、教えてください。

【教育支援課長】こちらのデジタルドリル教材につきましても専用IDとパスワードがあれば入ることは可能です。ただ、どうしてもシステム上名前を入れる欄がありますので、間違っそこ子に子どもが入れてしまうということもありますので、そういったことも考えて個人情報の

1つとして、氏名も念のため入れさせていただいているところでございます。利用に当たってはできるだけユーザーIDとパスワードどまりというところは周知をしていきたいと思っております。

【木もと委員】子どもたちのことですので、取扱いの際にそのような形でユーザーID等々について、しっかり指導してください。万が一の場合でも個人情報の出てくるものが少なくなると思うので、そのように運用をしていただければと思います。よろしくお願いします。

【会 長】ほかにご質問、ご意見は。藤原委員。

【藤原委員】藤原です。確認なのですが、今回オンラインを活用した家庭学習支援の仕組みでは、学習結果を先生のほうで確認することになっていますが、それは児童・生徒の成績の処理など、評価の一環として使うものなののでしょうか。

【教育支援課長】現時点では特にこの結果をもって、成績にという想定はありません。

【藤原委員】現時点ということは将来的にはあり得るということですか。

【教育支援課長】現時点はそういった考えはないのですが、文部科学省のほうでも家庭学習の内容をもって成績に反映することができるといった、そのような通知も出していますので、将来的にそのあたりがどうなるのか、また、今後臨時休業が再発ということもありますので、そうしたときに、どう扱うのかというのは現時点では未定でございます。

【藤原委員】そうすると、現時点では問題ないかと思うのですが、まず、児童・生徒が個人ごとのID、パスワードをきちんと管理するというのを、児童・生徒にセキュリティ教育としてきちんとやっていく必要があるのではないかと思います。これは将来的な話なのですが、逆に成績をよく見せかけるためになりすましとかということも起こり得るので。そのなりすましの話は今、問題ないでしょうけれども、現時点での個人ごとのID、パスワードの管理を児童・生徒がしっかりするというところを教育、支援していく必要があるかと思います。その辺はいかがでしょう。

【教育支援課長】今、委員からご指摘いただいたところは重要なところだと思いますので、その点しっかり、ID、パスワードについては管理を徹底するように通知をして、管理自体も学校でしっかり子どもたちに働きかけをしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【藤原委員】最後なのですが、5年生ぐらいになるとこのような操作が得意な子とそうでもない子がいるかと思うのですが、自宅でやる場合、どのような支援になるのでしょうか。

【教育支援課長】あくまでもこちらのタブレットは家庭学習にお使いいただくことが前提になっているものです。学校のほうで例えば宿題で、この単元を勉強したから、この問題を今回や

ってきてくださいと言った、そんな働きかけがあつて、子どもたちがどれだけ解いたかなど、学習の進捗管理ができるかと思っています。授業の進め方等に影響してくると思いますが、想定としては、先ほど申し上げたような流れになるかと思っています。

【藤原委員】要するにタブレットの使い方の支援はするのかどうかということです。

【教育支援課長】使い方につきましては、最初にタブレットを渡すときに、児童・生徒に説明ができるようにパンフレットを渡して伝えます。また、分からないときには問合せ窓口をしっかりと設け、家庭から連絡できる、そんな体制についても整備をいたします。

【藤原委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】ほかに。津吹委員。

【津吹委員】津吹でございます。貸出期間、対応期間というのは、どのぐらいの期間をお考えになられているのでしょうか。それと、その期間、お子さんが移動するときにどこか、おじいちゃん、おばあちゃんのところに行くときに持っていくなど、移動可能ということで許可するのでしょうか。もう1点、文科省のほうでも、4年かけて全生徒にタブレットを貸与するというのを、前倒しで今年中にはできたいというお話を何回か、前文部科学大臣にもこの間お会いしたときにお聞きしたのですが、区としてはいつまでに貸与して、全生徒が持てるような状況になるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

【教育支援課長】まず時期ですけれども、今年度末までを現時点では想定しているところでございます。移動につきましては制限なく、タブレット端末になりますので、持ち運びを想定しております。

1人1台につきましては、文科省のほうでもGIGAスクールの前倒しということで、今年度中という通知も出しているところですので、新宿区でも現在様々な課題を踏まえまして検討を進めているところでございます。1人1台化については迅速に対応していきたいと思っています。

【会 長】よろしゅうございますか。越智委員、どうぞ。

【越智委員】越智と申します。皆さんの意見と少し違うかもしれませんが、ここは情報セキュリティに関して審議する場ではあると思うのですが、先ほどの案件にもあるように、結局、命や安全がすごく大事になるわけですね。それも加味して情報セキュリティの問題も考えなければいけないと思うのです。ここまでいろいろと情報セキュリティについても考えていただいているのは非常にありがたいと思っていますが、1人の親の立場からご質問とご意見をさせていただくと、もともと休校措置が始まったのが3月で、学習の遅れを心配するというよりは、

子どもの安否をまず心配していたのが正直なところです。こういったオンラインを使いながら先生方が子どもたちの安否を確認できるのかということが一番希望したわけです。ただ、ご存じのとおり国もちょっとどうしたらいいのかということもあり、また、文科省も柔軟に均一化というよりは、できるところから進めたらいいという意見を出したのがちょっと遅かったので、教育委員会さんですとか、該当の部署さんは非常に苦労され、悩まれたり等はしたと思うのです。

結果として、特にこのP a l s t e pみたいな、今、言ったようなところは、本当は3月に先生方としたら子どもたちと会えない中で、本来だったらオンラインを使ってでもできたらよかったと思うのです。少なくとも親の立場としては、親同士の話ではそういうことを実は言っていました。でも、直接教育委員会とかに聞いても、それは現状難しいという回答だったので。

今回に関しては不測の事態でもありましたし、区民的な立場では、個人情報的な部分はこれぐらいあればいいのかなという感覚なのですが、今後を考えたときに言いたいのは、同じような不測の事態があったときにもっと早く、情報セキュリティを踏まえた上で、子どもたちへの対策、対応をする必要があると思うのです。そうしたときに今回のような、またそれ以上のセキュリティを当初から想定した上で、今、言ったような命の安全、そういうところを対応していただけるように動いていただけたらありがたいと思っております。

先ほどもいろいろな意見がありましたが、本当におっしゃるとおり、倫理だけではなくてちゃんとした施策でしっかり安全を守ること大事なのです。言い方を変えると、逆に学校の先生方が在宅でも情報の安全を守った上で、彼らが過労死しないような対策、あと、今はここまでの使い方だったけれども、今後もっといろいろな可能性、使い方、評価の対象も含めて、先ほどのアンケートも結局子どもたちとか、ご家庭の方々の意見を知るために必要なアンケートだと思いますので、そういったもっと広い使い方を、考えていただきたい。当然、今回は最低限だと思っているのですが、今後もっと求められてくると思うのです。もっといろいろなことをオンライン上でやるということを前提として、情報のセキュリティの対策も考えて、準備していただけると、また何かあったときにすぐ対応できるのではないかなと思っております。セキュリティと子どもたちの安全とか、心も含めた安全というところを踏まえた上で実施など進めていただけたらと思いました。以上です。

【会 長】今、ご意見ですけれども、何かご説明があれば、どうぞご説明してください。

【教育支援課長】ご意見ありがとうございました。オンラインでどこまでできるのか、その安

否の確認ですとか、子どもたちの心身の状況の確認、そういったものも今後さらに求められてくると思います。オンラインでできること、確かに今回は最低限だと認識しておりますので、今後、第二波、第三波、またそれ以外の感染症対策も必要になってくると想定いたしまして、また個人情報の取扱いについて、こちらの審議会のほうにご相談させていただきながら、オンラインの活用については研究を進めていきたいと考えております。

【会 長】ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

【三雲委員】幾つかお聞きしたいのですが、まずN T Tのほうです。個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシーを取り扱うということですが、今回の場合、一般的な通信契約をするときのプライバシーポリシーなのかなと思うのです。こういった事業を行うに当たっては、一般的な通信契約とは異なり、契約者からN T Tに渡される情報とは少し違った種類の情報が、事業者、N T Tに渡ると思うのです。そういったところがカバーされているようなプライバシーポリシーに見えないのですが、まさにこれを適用するということで契約するという理解で本当によろしいのですか。

【教育支援課長】N T T側にも確認したところ、こちらのプライバシーポリシーに基づいてとなります。プライバシーポリシーの1 2 ページをお開きいただきますと、ここの左側の受託業務ということで、利用目的に照らして今回[5]受託業務に当たるという認識になっております。あくまでも今回の学習教材の利用の範囲、そこで必要となる範囲内で活用するという、そういった想定で考えております。

【三雲委員】ありがとうございます。そうすると次のS Bプレイヤーズのほうを見ると、この利用規約の5 ページ、個人情報の下に記録情報の利用というところがあって、匿名加工情報の利用について規定がされています。他方、N T Tのほうについては匿名加工情報については一切触れていないということと、この業務についてのみ使うと書かれているわけなので、このN T Tのサービスのほうでは、匿名加工情報の作成、生成及び利用はないという理解でよろしいですね。

【教育支援課長】N T Tのほうは、匿名加工情報はないということで事業者から確認をとっています。

【三雲委員】次にS Bプレイヤーズのほうなのですが、第三者提供という話が個人情報保護方針に書かれていて、先ほど、ちょっとご説明があった利用目的のところアンケートという話もあったのですが、要するにこれは情報を出す人が同意さえすればいろいろな活用の仕方ができるし、第三者に提供できるという考えだと思うのです。それは一般的には正しいと思うので

すが、今回、同意をする本人が未成年者であったり、場合によっては小学生だったりするわけです。自分の情報がどう使われるかについて本当の意味で、同意ができるかどうか非常に不安があるわけなのです。当然、保護者の側がきちんと確認をし、こういった情報を自分の子どもが事業者に流すのか、また第三者提供を同意するのかについて、コントロールしなければいけないと思うのです。このあたりの安全性の確保はどのようにされるでしょうか。

【教育支援課長】こちらのデジタル教材を使うに当たってIDとパスワードを付与するわけですが、その段階で保護者に対してはこういったシステムの概要、第三者提供、二次利用の可能性があるものについて、明記した上で、お断りをさせていただきたいと考えております。

【三雲委員】例えば同意を求められる場面というのは、突然メッセージが来て、アンケートに答えてください、第三者提供も同意してくださいというチェックがついているといったことも考えられます。そういう個別の同意を問われたときに、その端末を操作しているのが子どもです。そのあたりはどうでしょうか。

【教育支援課長】こちらのアンケートについて、端末を通して子どもたちにいつている想定はありません。このアンケートはあくまでも教員に対するアンケート調査になりますので、この端末のサービスを通して利用者のほうに直接アンケートを行うというような想定は全くございません。

【会 長】この2つの、東日本電信電話が提供しているデジタルドリル教材と、SBプレイヤーズが提供しているPalstep、これは既存の枠組みで、教材提供をされているわけです。それをたまたま今回、国で、新宿区で利用するという話ですね。だから、向こうが既に持っているシステムに乗るか乗らないかというだけの話ではないですか。どうですか。

【教育支援課長】会長のおっしゃるとおりです。既存のサービスに乗らせていただきまして、例えば転出や、卒業したときは情報を削除してもらおう。そういった取扱いになります。

【会 長】今回、新しく考えたシステムでも何でもない、利用させてもらうかどうかで、だから、まず言えば、うちはそれに乗りませんと言われたら利用できない。そうですね。

【教育支援課長】そうです。

【三雲委員】次に匿名加工情報について伺いたいのですが、今回SBプレイヤーズのほうでは、匿名加工情報を作成して、提供するということが明記されているわけですね。そうすると子どもたちのいろいろな情報が使われるということが分かっているわけなのですけれども、この匿名加工情報のつくり方とか、使い方について、特に今、出ている資料には記載が何もないのですが、このあたりの説明は受けているのでしょうか。

【教育支援課長】 P a l s t e p 側の匿名加工情報につきましては、繰り返しになりますけれども、あくまでもアンケートを行うための個人情報の取扱いであって、特に子どもの成績や、回答内容について匿名加工する想定はないということです。

【三雲委員】 そうすると、この利用規約の 5 ページ目の記録情報の利用というところで、一定の目的のために記録情報の閲覧、加工、分析、集計等を行った上で利用し、個人を特定できないように加工しうえ公表することができるようになっていて、おっしゃっていることとは違う使い方ができる書き方になっているのです。もしそうであるならば、この契約に関してはご説明された内容について書きかえてもらわないといけないのですが、この辺どうでしょうか。

【教育支援課長】 もともとこの利用規約が一般的なものになっておりまして、新宿区との契約という形ではありません。ここはあくまでも幅広い可能性で P a l s t e p が書いているものと認識をしております。

【三雲委員】 一般的にこういうサービスをやっている事業者は、当然いろいろな情報を記録するわけです。当然学習に対する反応であるとか、進捗情報だとか。こういったものを集計してデータ化した上で、教材やサービスにフィードバックします。これは当然業務の中に含まれているわけなので、匿名加工情報として使う必要はあるわけです。また、関連会社にもその情報を提供して、その関連会社のサービス会社に当然利用することになるのです。これがここには書かれているわけです。その範囲まで示されているのに、そこまで使うことはないということとを区のほうで明言ができるのはどうしてなのでしょう。

【教育支援課長】 教材につきましては、この P a l s t e p は学研の教材をそのまま使っていると確認しております。確かに利用規約の中にはっきり記録情報の利用について書いてありますので、こちらも当然開発や、今後の教材に生かすものだと思って確認したところですが、そこはあくまでもアンケートだけで、個人のデータについては、回答の正誤ですとかそういったものについての利用はないということで、返事をもらったところでございます。

【三雲委員】 となると、新宿区では大きなロットでこの契約を結ぶに当たって、新宿区との関係だけでこの規約のこの部分を変えてもらうことは当然できていいはずだと思うのです。これまでも新宿区が行ってきた様々な事業によって、個人情報に関する規約については、それぞれ新宿区の事業に合わせた形で、一般的な規約だったとしても変えてもらってきているので、それをしてもらいたいと思います。

それともう 1 つ、もし仮に匿名加工情報を利用されるのであれば、これは事務局のほうに確認していただきたいのですが、新宿区においては非識別加工情報という概念は条例で存在して

いません。つまり区民の情報を匿名加工した上で違う目的に使っていくことについては、現在の新宿区の条例ではできないことになっています。教育というものは当然行政サービスなので、その一環として収集された情報については、一般的には新宿区の個人情報保護条例にのっとるべきなので、その考え方に基くと、子どもたちの学習情報というのを匿名加工情報にすることは想定されていないと思うのです。その一方で、このサービス、行政サービスの一部が外部委託されたときには、それは民間企業によって可能になるということになってくると、新宿区が考えている個人情報保護に対する匿名加工が、業務委託によって容易に起こるという可能性があるので、この間の整理というものをしっかりしておかなければいけない。このあたりはいかがでしょうか。

【会 長】ほとんど意見になってきています。この議題についてのご意見だけにして、一般論は次にやっていただけませんか。事務局から回答いただきますが、本議案に対してご意見があったらさらに次でまとめていただけますか。

では、事務局、今の意見に対してどうでしょうか。

【区政情報課長】委員ご指摘のように新宿区としては非識別加工の制度については、現時点では持ってございません。必要性についても今、結論が出ているところではございません。

先ほど、担当課長から説明してありますように、今回、民間企業のサービスを区のほうで利用するという形態になります。匿名加工の利用については再度担当課長からも確認していただきますが、本当はないのかどうかを確認し、規約の変更について可能かどうかもう一度確認したいと思います。

それから、そういうものが可能でない場合については、今、担当課長から説明がありました。生徒の学習履歴について利用することがないという回答を頂いた上での利用を今、考えているところですので、それについては要望を出していきたいとは思っています。

【会 長】今の回答とさっき申し上げたように本件のご意見について、三雲委員どうでしょう。

【三雲委員】これでもう大丈夫です。

【会 長】それでは、何か別にご質問かご意見はございますでしょうか。

それでは、今のご意見が出ていますので、その点は、ご検討いただくことを前提に、本件のこの議題の賛否を諮りたいと思います。よろしいですか。

諮問事項2件で、1つは、デジタルドリル教材についての外部結合、もう1つはP a l s t e p に係る外部結合、2つの外部結合、これが諮問事項なのですが、特別なご意見がなければ、

承認ということで終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【区政情報課長】確認した内容については、事務局のほうを通じましてご報告させていただきたいと思います。

【会 長】次は資料4、「新宿区店舗等家賃減額助成の実施に係る申請情報等の入力等業務の委託について」です。それでは、説明をお願いします。

【店舗等家賃減額助成担当副参事】店舗等家賃減額助成担当副参事です。本件資料4でございます。本案件は資料4と資料4-1を使用させていただきます。お手元ご確認をお願いいたします。

それでは、資料4でございますが、1枚おめくりいただきまして2ページ目でございます。こちらの事業内容1、事業概要でございます。区内事業者の事業継続を支援するために、賃貸人が家賃減額をした場合に、減額した金額の2分の1を助成する事業といたしまして、本事業を令和2年5月7日から申請を受け付けているものでございます。

この申請情報に管理データファイルを作成する、あるいは入力、助成金に関する集合口座支払用データを作成、データ管理、通知の作成、出力、封入作業などを行う必要があると考えております。

2番は委託する業務内容でございますが、こちらの申請情報に関する入力、助成金に関する口座データの作成、データ管理の業務としております。また、助成決定の通知の作成、出力、封入封緘業務を考えてございますが、発送については新宿区のほうで行いたいと考えております。

3番の対象でございますけれども、こちらは賃貸人で以下の要件を満たす者といたしまして、要件については記載のとおりでございます。

想定する対象件数は4,000件を想定しているところでございます。

本事業に関する個人情報の流れに関しましては、後ほど4-1でご説明させていただきたいので、このまま3ページ目に移らせていただきます。

こちらは業務委託でございます。3ページ目、登録業務といたしましては申請情報等の入力でございます。委託先は、現時点では未定でございます。こちら取扱情報に関しましては、申請に係る情報といたしまして、申請者の氏名、住所、振込先口座や納税情報、不動産賃貸借契約に関する事項などでございます。

委託理由でございますけれども、こちらは新型コロナウイルス感染症緊急経済対策でありまして、こちらの業務を迅速かつ的確に遂行することを目的といたしまして、業務委託するもの

です。委託の開始時期でございますが、6月初旬を予定しているところでございます。

区と委託先で行う情報保護対策につきましては、別紙流れのイメージ図でご説明しますが、その前に右手に目を移していただきまして、運用上の対策といたしまして1番と2番、こちらは個人情報の特記事項を付すとともに、セキュリティポリシーなど遵守義務を明記するものでございます。また2番の履行の間につきましては、区職員が複数で立入り調査などを実施する、または速やかに近況など状況報告をさせるように指導するというものでございまして、特記事項に沿うものでございます。

それでは、流れのイメージ図の中でこの取扱いをご説明させていただきますので、資料4-1をご覧ください。こちらは左手に申請者、真ん中に新宿区、右手に業務委託先となっております。まず、左手申請者からオレンジ色の矢印、①申請でございますけれども、新宿区としましては申請を受け付けましたら、この書類に関しましてはキャビネットで施錠保管をするものでございます。新宿区から業務委託先に申請書類をお渡しする際には、確認書による記録をとらせていただきます。

目を上に移していただきまして、業務委託先といたしましては、申請書類など個人情報関係はキャビネットに施錠保管を指示いたします。また、業務移行後に関しましては、こうした書類などは一式区へ返却をさせるものでございます。

業務委託先のパソコン環境に関しましては、右上でございますけれども、アクセス制御、ID、パスワードによる利用認証、ログ監視、ウイルス対策などを施すものでございます。また、業務の履行後に関しましては、データを消去させるものでございます。

納品に関しまして⑨でございますけれども、納品を受ける際には同じように鍵付きのケースでの受渡しや、確認書による記録、区に提出する電子媒体につきましては暗号化を図るものでございます。

新宿区といたしましては、納品を受けた書類に関しましては同じようにキャビネットで施錠保管をするものでございます。

新宿区のイントラのパソコンの中では、左下の黄色の吹き出しでございますが、アクセス制御、パスワードの利用認証、ログ監視、ウイルス対策などを施すものでございます。

こうした形で個人情報に関する業務を適切に運用してまいりたいと思っております。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】ご質問、ご意見ありますか。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】これ手渡しの機会が、この図だと④と⑨であると思うのですが、④

の紙での提出が必要だと思うのですけれども、⑨に関しては、これまでもL G W A Nの案件が非常に増えているような気がして、ここをインターネット、L G W A Nで行う話がなかったのが1つ気になっています。

もう1つは、手渡しの回数です。委託期間が、それなりの期間があり、12月28日までと書いてあるのですが、何回もこういったやりとりはやるという前提で考えているということでしょうか。

【店舗等家賃減額助成担当副参事】まずL G W A Nについては、ネット上でということではなくて、書類については実際のものとして受渡しをする前提で業者に、ご説明させていただいているところでございます。

受渡し回数につきましては、申請件数と照らし合わせての対応になってくると思いますが、複数回は行っていくような形で、確実に受渡しができるように調整しているところでございます。

【会長】よろしいですか。ほかにご質問、ご意見がございますでしょうか。藤原委員。

【藤原委員】いろいろデータの行き来があるのですが、最終的に決定通知の郵送と助成金の支払いはどっちが早くなるのでしょうか。

【店舗等家賃減額助成担当副参事】決定通知が最初になります。こちら助成金の給付に関しましては、決定通知を交付した後、区での支給の手続に移る形になりますので、入金はその後という形になります。

【会長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

本件は業務委託で報告事項なのですが、ご意見がなければ了承ということにしますけれども、よろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで。

次は、資料59「保健センター事業（健康増進事業、母子保健事業、精神保健福祉事業）、女性の健康支援事業、感染症予防事業及び環境保健事業に係る業務の委託について」です。それでは、説明をお願いします。

【健康政策課長】健康政策課長です。それでは、説明をさせていただきます。資料59をご覧ください。こちらは保健センター事業、女性の健康支援事業、感染症予防事業及び環境保健事業に係る業務の委託ということで、前回3月26日にこの件についてご報告いたしましたが、フロー図がなく、個人情報の流れが分かりにくいとのご指摘をいただきましたので、再度報告をさせていただきます。

1 ページをおめくりいただきまして、事業の概要をご覧ください。事業内容についてですが、健康部の各種事業については、これまで区職員、特別職の非常勤職員である医師ほか保健師や看護師など専門業務員が連携して対応してきましたが、令和2年度から地方公務員法等の改正に伴い、専門業務員の職を廃止し、改めて会計年度任用職員の導入を原則としました。しかしながら今回、お諮りする事業などについては、勤務条件や柔軟な業務対応ができないなど、会計年度任用職員になじまない面もあることから、看護師、助産師、栄養士など、専門資格を有する者との委託契約を行うこととしたものです。

3 ページをご覧ください。保有課、登録業務につきましては資料59-1のとおりですが、後ほどご説明申し上げます。委託先については記載のとおりです。

処理させる情報項目については紙形式です。委託理由、委託内容、委託の開始時期及び期限、委託に当たり区が行う情報保護対策、委託事業者が行う情報保護対策については記載のとおりになります。

特記事項については、おめくりいただいて4、5と、特記事項を添付しております。

次に、資料59-1をご覧ください。各事業の業務の目的・概要、個人情報の流れ、取扱う個人情報項目等についてそれぞれ記載しています。

前回、ご指摘いただいた個人情報の流れが分かるように、保健センター内で実施する健診・相談事業、講座・教室教育事業、センター外で実施する相談・講座・教室事業、センター内で実施する社会復帰訓練事業、センター外で実施する訪問指導事業として、資料59-1の個人情報の流れのとおり、それぞれ記載されているのですが、数が多いので5つに類型化させていただきまして、ご説明をいたします。

最初に資料の59-2-1をご覧ください。こちらは各保健センター内で実施する健診・相談事業になります。受付は区の職員が行います。受託者、こちらの委託先と書いた、保健師、看護師等につきましては、問診時の実施と記録時に氏名、性別、その他の個人情報を取得します。これらの個人情報につきましては、健診の終了とともに区職員が紙情報として回収いたします。

次に、次のページの59-2-2の講座等についてご覧ください。こちら基本的な流れは、ただいまの健診と同様ですが、取得する個人情報は住所、氏名など基本的な情報になります。

次に、もう1ページおめくりください。こちらは資料59-2-3になります。水泳教室など他の施設等で行う事業の流れになります。個人情報は職員が実施会場に持参し、会場内で直

接委託者に手渡しをいたします。会場内で取得した個人情報、業務終了後、会場内で直接職員に手渡し、職員が持ち帰り保管いたします。

次に、もう1ページおめくりください。資料59-2-4になります。こちらは社会復帰訓練事業になります。受託者は受入れ調整会議を行うのですが、この会議時に申込書類及び申込者名簿を見る形で氏名、性別、その他の個人情報を取得します。また、訓練の実施と記録時に同様の個人情報に触れます。これら個人情報は会議、訓練終了とともに区職員が紙情報として回収いたします。

最後に、資料59-2-5、訪問指導で行う業務の流れになります。区職員が委託助産師に訪問する対象者情報として出生通知票を郵送します。助産師は対象者を訪問した際に記録票を作成し、対象者が作成する質問票を受け取ります。これらを出生通知票とともに一緒に区職員に直接提出します。

59-1の資料にお戻りください。こちらの59-1の右側の契約者数の欄ですが、黒い星マークがついていますので、こちらの説明をさせていただきます。

健診事業など1回の事業実施に大きなスタッフを要する事業があるため、限られた人材を確保する個人委託契約に当たっては、例えば区内のX課とY課でそれぞれ契約しなければならないケースが出てまいります。

恐れ入りますが資料59-3をご覧ください。A4横1枚になります。今の説明を表現したのがこの図ですが、A保健師がX課、Y課それぞれで契約するということです。この課ごとの組合せはこれから各課のスケジュールに合わせて対象者と交渉し、詰めることになりますが、資料59-1の星マークでは、現在の想定では、各職種の合計として最大158名の個人委託契約者があると考えているところです。

以上、雑駁になりますが、資料の説明となります。よろしくお願いいたします。

【会 長】では、ご質問、ご意見はございますでしょうか。なければ、了承してよろしゅうございますか。

では、今のご説明で了解いたしました。今の報告事項は了承ということで終了いたしますが、よろしゅうございますね。

では、本件は終了ということで。ご苦労さまでした。

事務局のほうから、次の案件だけはぜひ今日中にとということなので、これだけはやらせていただきます。

それでは、資料5「介護保険関連システムの再整備等について（個人番号の照合、検索及び

登録の機能追加)」です。それでは、説明をお願いいたします。

【介護保険課長】介護保険課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

介護保険関連システムの再整備について、個人番号の照会、検索及び登録の機能追加という形でご説明をさせていただきます。まず、資料の確認です。資料5、それから資料5－1－1、現行のシステムの関連図です。資料5－1－2、新しいシステムの関連図になります。資料5－2－1、新介護システム個人情報項目という形になります。資料は以上です。

では、資料のほうを見ていただきまして、2ページ目、事業の概要のページを見てください。事業名は介護保険関連業務。担当している課は介護保険課、地域包括ケア推進課となります。

事業の内容ですが、1、システム再整備の経緯というところの第1段落目を見てください。介護保険ホストシステム、それから介護認定支援システム、ケアマネジメント支援システム、この3つのシステムを使いまして、現在、介護保険業務を行っています。制度発足時からそういう形でやっているという形になります。第2段落目の「また」のところなのですが、令和元年に①の介護システムと②の認定システムが一体となった新介護システム、③ケアマネジメントシステムを刷新した新ケアマネジメントシステムを導入するための再整備を行うということが令和元年の第2回の本審議会で承認、了承を頂いたところです。そこでの変更点があるので、今回報告させていただきます。2番の変更点というところを見てください。

令和元年10月より富士通株式会社と業務委託契約をしまして、そのパッケージシステムの詳細な仕様の確認を進めていました。その中で（1）（2）の変更が生じました。

今の介護保険システムでは、本人の確認に個人番号を利用しています。その個人番号はホスト業務システムにて、登録を行っています。ただ、新しいシステムでは、個人番号照会の機能をそのシステム自体が持っているということになりましたので、ホストシステム業務を利用しないで、新しくつくる新介護システムにて統合宛名システムと情報連携をして、個人番号の照会を行います。介護保険システム関連図の資料5－1－1と新介護保険関連システム関連図、資料5－1－2を見てください。

現行のシステムでは、ホスト業務システムという大きい枠の中の左側、介護システムという形で動かしています。個人番号に関しては同じ大きい枠ではあるのですが、お隣の住民記録・税務システム、こちらのほうが持っている個人番号照会、検索及び登録、ここを使って今、作業をしております。

今度は、資料5－1－2を見ていただきまして、この新しくつくる新介護システムの中に赤くしています。個人番号の照会、検索及び登録という形の機能を持ちまして、統合宛名システ

ム、こちらと連携データをやりとりして作業を行っていく形の仕組みのもので、そこが変更箇所ということです。

また、事業概要2ページのほうに戻ってもらいまして、(2)、上記に伴いまして被保険者の資格管理業務にて保有する情報項目を、個人番号管理情報という形で追加します。それは、資料5-2-1を見ていただきますと、赤になっています1番目のところです。㊸個人番号管理情報、前はこれが入っていませんでした。今回、ここに入れさせていただくものです。

資料5の3ページを見てください。前回と変わったところを、太字のゴシック、下線の箇所が令和元年度の第2回の本審議会で承認、了承済みの内容から変更の箇所になります。まず再整備についてになりますけれども、変更される点、今、言いましたように、今回の追加となる情報項目は資料5-2-1の1、㊸個人番号管理情報ということになります。新規開発・追加・変更の理由では、先ほど言いましたように選定のパッケージシステムについて、個人番号の照会、検索及び登録機能を保有しているため、当該作業を行う際には、従来はホスト業務システムを利用していましたが、新介護システムへ変更することになったためです。

おめくりいただきまして、4ページ目のところ、個人番号に関する取扱いに関する対策という形で1番から4番まで挙げております。当課で定めた特定個人情報取扱者のみ扱うという形をとります。バックアップ用のデータについても、万が一不正アクセスされた場合でも、解読することができないように暗号化をします。

3つ目、区のイントラパソコンを使いまして、ID、パスワードによる認証に加え、顔認証という形を使いますので、なりすまし防止対策を行います。

4つ目、外部記録媒体利用管理簿というものをしっかりつけまして、システムを利用する際のログにより操作履歴を記録する形で追跡性を確保しますという形でやりまして、これについては令和2年6月上旬から新システムのインストールを始めさせていただきたいと考えてございます。

次の5ページをご覧ください。これは業務委託の部分になります。まずは委託先のところで、富士通株式会社というところが太字となっています。前回のときはまだ業者が決まっておりましたが、今回ははっきり決まっておりますので、ここを変えさせていただいて、会社名を入れました。下の四角囲みの真ん中のところは、先ほどと同じ㊸個人番号管理情報が追記される形になります。

めくっていただきまして、6番、対策のところでございます。まず1番のところ。委託先が個人番号へアクセスすることを禁止とし、また委託先が個人番号に不正アクセスしないよ

うに、操作権限にて個人番号へアクセスできない設定という形を取ります。

それから、3番のところ、システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施します。

この紙面によるご説明は以上になるのですが、最後に特定個人情報保護評価（P I A）を再実施いたします。資料は用意していないのですが、補足をさせていただきたいと思います。

今回の変更に関してP I Aの再実施を行ったところ、特定個人情報の対象人数やシステムの取扱者の数に大きな変更はなく、これまでどおり基礎項目評価に該当し、閾値判断に変更はないという結果となりました。また、リスク対策についても特定個人情報取扱いマニュアルを整備しており、職員に対する研修も毎年実施しているところから、リスク対策も十分にできているという結果となりました。

今回のP I Aの再実施に関する評価書については個人情報保護委員会へ提出をいたします。

説明は以上となります。

【会 長】事務局のほうからセキュリティアドバイザーの意見について報告してください。

【区政情報課長】3点のご意見、助言が出ております。一覧をご覧ください。1つ目が、個人番号利用事務については、I D、パスワードによる認証に加え、二要素認証とすることが望ましいということで、総務省が出しているガイドラインなどを参考に検討することを助言する。

2つ目が、本システムについては、外部から隔離されたネットワーク構成であり、当該業務を行うパソコンのOSアップデート及びウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新が確実に行われるのか確認することを助言するとしています。

それに対して、先ほど担当課長からも説明がありましたけれども、I D、パスワードに加え顔認証も行うということで、二要素認証を行っております。それから2つ目、本システムにおけるOSアップデート及びウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新については、情報システム課の庁内配信サーバより更新用のデータ提供を受けることを確認しております。

その他の意見として、本システムには該当はしないのですが、DVD等のメディアを使用してプログラムの更新を行う場合、更新のために使用したDVDのメディア内にウイルスが仕込まれたケースなども報告されている。そのため作業記録などをとり、追跡性を確保しておくことを助言するという、庁内全般的なご意見をいただきました。

それに対して、担当課の対応といたしましては、ウイルス対策ソフトによるリアルタイムスキャンが実行され、常にウイルスチェックが行われるということ、それから仮に検知された場

合には、情報システム課及び各業務システム担当者に通知される仕組みとなっている。あと修正パッチや更新プログラム等の適用に際しては、運用保守業者から作業手順書の事前提示を受け、作業完了時は作業報告書の提示を受けることになっており、システムログ、ウイルススキャンログ等の技術的な記録に加え、報告書や手順書により不具合発生時の追跡性は確保していますということで、回答いただいております。以上です。

【会 長】 それでは、ご質問、ご意見はございますか。

【三雲委員】 現行の仕組みについて伺いたいのですけれども、今まで個人番号の検索とか照会を行う、住民記録税務システムを使って、そういった照会を行う。これはこのシステムが統合宛名システムに照会をかける、そういう機能を持ったシステムなののでしょうか。それとも、住民記録税務システム自体に個人番号管理情報というのが別途入っているのでしょうか。

【介護保険課長】 委員、最後のほうにおっしゃったほうに該当しまして、この住民記録税務システムのほうが個人番号をもう持っているという形になります。

【三雲委員】 今回、個人番号管理情報を参照する先も変わったということになると思うのですが、住民記録税務システムに記録されている個人番号管理情報というものと統合宛名システムに記録されている個人番号管理情報、これはどういうふうに同期されているのですか。

【介護保険課長】 大もとが住民記録の台帳になります。そこが個人番号を管理している台帳になりますけれども、それを庁内の様々な個人番号利用事務で使うための統合宛名システムというのを別に持っていてございまして、日々同期をとっているということになります。その所管は情報システム課になります。

【会 長】 ほかにご質問かご意見ございませんか。

システムの再整備については諮問事項、その業務委託については報告事項ですから、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

本件は終了とさせていただきます。ご苦労さまでした。

これをもちまして本日の議題を終了しまして、残ったものはまた次回にさせていただきます。

何か事務局のほうから連絡はございますでしょうか。

【区政情報課長】 議題の中の残りの2件については法改正に基づくシステム改修に当たりますため、次回にまた報告させていただければと思います。それから、前回積み残しのものも何件かございますので、次回お諮りをさせていただければと思っております。

次回の審議会ですけれども、6月24日水曜日午後2時から予定してございます。場所につきましては、6階第4委員会室となっておりますが、また感染防止の観点で場所等が変わり

ましたら、ご案内をさせていただきたいと思います。以上です。

【会 長】では、本日はこれもちまして終了といたします。長時間どうもご協力ありがとうございました。

午後 4 時 1 5 分閉会